

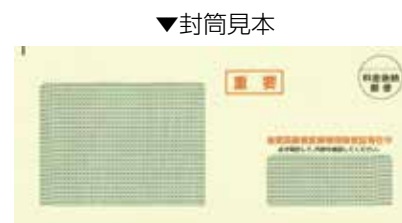
問 本 国 保 年 金 課 医 療 年 金 係 (☎ 内 線 1119)

■「後期高齢者医療被保険者証」を更新します

新しい被保険者証(むらさき色)を、7月中旬ごろに郵送します。有効期限は、8月1日から令和6年7月31日までの1年間です(短期証の人を除く)。期限が切れた被保険者証などは、ご自分で破棄してください。



◀被保険者証見本



▼封筒見本

■「後期高齢者医療保険料」の納付が始まります

○普通徴収(納付書・口座振替)の人

7月中旬ごろ「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をむらさき色の封筒で郵送します。

○特別徴収(年金天引き)の人

8月上旬ごろ「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を圧着ハガキで郵送します。

○普通徴収と特別徴収両方(併徴)の人

7月中旬ごろ「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をむらさき色の封筒で郵送します。



▼減額証見本



▼限度証見本

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」、
「限度額適用認定証」の交付について

入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額
までになる認定証や、食事代が軽減される認定証
を、申請により交付しています。

○認定証の交付をすでに受けている人

引き続き認定証の交付条件を満たす人は、被保険者証と一緒に郵送します。新たに申請の必要はありません。

75歳以上の人(入院時食事療養費標準負担額は、国民健康保険の人と同じ)

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ*		
	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>	
	現役並み所得者Ⅱ		
	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円>	
2割	現役並み所得者Ⅰ		
	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	
	一般Ⅱ*		
	①同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円 または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 <年間上限144,000円> 57,600円 <多数回44,400円>	
1割	一般Ⅰ*		
	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯	18,000円 <年間上限144,000円>	
	低所得者Ⅱ		
	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		
	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額)がない	8,000円	15,000円

*…「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」、「現役並み所得者Ⅲ」の区分の人は、被保険者証が認定証の代わりになりますので、申請の必要はありません。